

表8 子の看護休暇、短期介護休暇に係る規則等の整備状況
(平成22年12月1日現在)

1 子の看護休暇の日数等の改正に伴う規則等の整備

(単位：団体)

区 分	団 体 数	整備済み	未整備
都道府県	47	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	19	19 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,731	1,496 (86.4%)	235 (13.6%)
合 計	1,797	1,562 (86.9%)	235 (13.1%)

(注) 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）において、地方公務員に適用される子の看護休暇について日数等が改正（小学校就学の始期に達するまでの子の看護のため年5日取得可能であった日数について、当該子が2人以上の場合には年10日とされ、併せて子の疾病の予防等の場合も休暇の対象とされたもの。平成22年6月30日施行。）されたことに伴う、人事委員会規則等の整備状況である。

2 () 内は、団体区分中の割合である。

2 短期介護休暇に係る規則等の整備

(単位：団体)

区 分	団 体 数	整備済み	未整備
都道府県	47	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	19	19 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,731	1,443 (83.4%)	288 (16.6%)
合 計	1,797	1,509 (84.0%)	288 (16.0%)

(注) 1 育児・介護休業法において、地方公務員に適用される短期介護休暇が新たに規定（配偶者、子、父母等の介護のため、年5日（要介護者が2人以上いる場合には10日）の範囲内で取得できる休暇。平成22年6月30日施行。）されたことに伴う、人事委員会規則等の整備状況である。

2 () 内は、団体区分中の割合である。